

【ポスター発表】

保育施設におけるこどもから離れた休憩時間の保障

—保育者の健康改善・離職防止と保育の質の向上にむけて—

○ 尚綱大学 増淵 千保美 (003655)

〔キーワード〕 児童福祉、保育、休憩保障

1. 研究目的

現在、保育所待機児童とともに保育士不足が社会問題化しているが、その要因の一つとして心身の健康悪化からくる離職問題がある。筆者らの調査(2008年回答360名)では、5割前後が「疲れやすい」「肩・首筋がこる」などの心身症状を訴え、6割以上が今の仕事を「続けられないかもしれない」「続けられないと思う」と答えている(熊本保育研究会『保育士の健康とくらしに関する実態調査』報告書、2010年)。最近では、保育困難事例や保護者への対応、地域子育て支援や苦情解決などの業務、事務処理の増加により保育現場はさらに多忙を極め、人材育成に時間を割けず早期離職も未だ解決されていない(増淵他「保育者の早期離職における課題」『児やらい』第13巻、尚綱子育て研究センター、2016年)。

このような問題の解決策の一つとして、「こどもから離れた休憩時間の保障」(以下、「休憩保障」に省略)があげられる。筆者が行った「休憩保障」の「ある園」と「ない園」の比較調査(2010年)では、前者の方が保育者の疲労度指数が低く、職員間の意思疎通の場としても有効であることが明らかになった。(増淵「保育者の「笑顔」と保育を守る「休憩」保障(上・下)」『現代と保育』91・92号、ひとなる書房、2015年)。そこで本報告では、「休憩保障」を実現するための条件整備の課題について、考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本報告では、「休憩保障」を行っている私立認可保育園へのインタビュー調査(2009年3月～2011年7月)の結果をもとに分析・考察を行う。調査は、A県B市:4園、A県C市:1園、D県E市:1園、D県F市:1園、G県H市:2園の9園で実施した。施設規模は、定員60名:2園、90名:2園、120名:3園、150名:1園、200名:1園である。調査対象者は基本的には園長とし、補足的に主任やクラス担任にも行った。調査内容は、下記ア)～エ)の内容を含む半構造化した質問紙を用い、面接対話方式で聴き取りを行った。

研究の視点としては、①園内の条件整備の課題、②制度的な条件整備の課題に着目し、ア)「休憩保障」導入のきっかけ、イ)「休憩保障」のための工夫、ウ)保育や関連業務の改善、エ)「休憩保障」の実際とその効果、課題について分析する。研究方法としては、各園の「休憩保障」の一覧表を作成し、上記ア)～エ)の項目ごとに各園の共通性と「休憩保障」に有効な事項を抽出し、実現するための条件整備の課題を①、②に分けて考察する。加えて、各園の地域性や定員規模による特徴も考慮し、分析・考察をすすめていく。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、インタビュー調査を実施する際、調査対象者、

地域・団体名の匿名性が守られるよう配慮を行った。また、調査時に使用した質問紙の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権に配慮し作成し、対象者からの了解を得た後に調査を実施した。質問紙、結果データは開示要求に対応すべく5年以上保存をしている。

4. 研究結果

ア)「休憩保障」導入のきっかけは、共同保育所を起点とする法人理念や労働組合員の要求から(6園)、園長自身が保育経験を持ち「休憩保障」の経験や必要性を痛感した(3園)など、いずれも「保育者の視点」に立った「休憩保障」の考え方が反映されている。

イ)「休憩保障」の工夫は、担当クラスを超えて保育者同士が声を掛け合い取り組んでいることが共通している。その前提として休憩シフトを組み、主任やリーダー保育者がその管理をしていることも見逃せない。A県では、休憩時間(概ね11:30~14:30)とその前後に代替保育者や用務員を配置し、規模の小さい園にも「休憩保障」を可能にしている。

ウ)保育や関連業務の改善については、「休憩保障」を「保育の日課」の一つと考え、「こどももおとなも元気に安心して過ごせる」方法として取り組まれている。具体的には、日常生活に視点をおいた保育をめざし、こどもの生活リズム、食生活改善、身体づくり(外遊び)に取り組んでいる。それに合わせて保育形態も3歳未満児は担当制保育を採用し、3歳以上児は縦割クラスに編成している園が多い(6園)。その結果、にいずれのクラスも複数担任制となり、「休憩保障」もスムーズに行えるようになった。また、保育の意思統一の場として園内研修に力を入れ、行事や書類(連絡帳、保育計画等)は必要なものを吟味し、教材づくりや掃除もクラスを超えて園全体で役割分担を決めるなど、協力体制を強化している。会議は、議題を事前に伝え各自が意見を準備しておくなど効率化を図っている。

エ)「休憩保障」の実際は、45分(7園)~1時間(2園)の休憩で、基本的に休憩室に書類仕事は持ち込まず、お茶菓子などを摂りながらリラックスできる環境をつくっている。中には外出が可能な園もあった。効果としては、職員の「休憩保障」に対する意識が向上し、チームワークが育っていることである。コミュニケーションが得意でない職員も世代を超えた意思疎通の機会を得ることで相互理解に繋がっている。また、腰痛・頸腕がなくなったという園もあった(3園)。課題は、足を伸ばせるスペースがない、クラス会議の時間が取りにくい、早出勤者から「休憩保障」をしたい、人件費がかさむなどである。

5. 考察

以上の結果から、「休憩保障」は、こどもの「保育環境」と保育者の「労働環境」を相互に関連づけて考えることが重要である。これをもとに「休憩保障」を実現するためには、①園内の条件整備の課題として、勤務シフトの中に休憩シフトを組み込み管理する仕組み、保育と関連業務の見直し、研修による職員の意識づくりが必須である。また、②制度的な条件整備の課題としては、休憩時間中の保育が円滑に進むようA県のように「代替保育者」「用務員」の配置可能な補助制度が必要である。さらに、現行の児童福祉施設最低基準の職員配置や施設設備を、今日の保育課題に対応した形で抜本的に見直すことも重要である。